氷川町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定に関する規則

平成28年4月25日

規則第25号

(趣旨)

第1条　この規則は、介護保険法(平成9年法律第23号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則における用語の意義は、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)において使用する用語の例による。

(指定の期間)

第3条　施行規則第140条の63の7の規定により、町が定める期間は6年とする。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に指定を受けた事業者の指定の期間は、指定日から平成30年3月31日までとする。

(指定の申請)

第4条　法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定を受けようとする者は、氷川町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書(様式第1号)に、関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2　町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、氷川町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書(様式第2号)又は氷川町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書(様式第3号)により、同項の申請をした者に通知するものとする。

3　前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定の更新)

第5条　法第115条の45の6第1項の規定に基づき更新を受けようとする者は、氷川町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書(様式第4号)に、関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2　町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定更新の可否を決定し、氷川町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書(様式第5号)又は氷川町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請却下通知書(様式第6号)により、同項の申請をした者に通知するものとする。

3　前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第6条　第4条第2項の規定による指定(前第2項の規定による指定の更新に係る指定を含む。)を受けている者は、施行規則第140条の63の5第1項で定める事項に変更があったときは、10日以内に、氷川町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書(様式第7号)により、町長に届け出なければならない。

2　指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、氷川町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止届出書(様式第8号)により、当該廃止又は休止の日の1月前までに町長に届け出なければならない。

3　指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、10日以内に、氷川町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業再開届出書(様式第9号)により、町長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第7条　町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、氷川町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消し・停止通知書(様式第10号)により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第8条　町長は、第4条から前条までの規定による指定、届出の受理又は指定の取消しをしたときは、熊本県、熊本県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)　事業所の名称及び所在地

(2)　当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3)　指定年月日

(4)　事業開始年月日

(5)　運営規程

(6)　介護保険事業所番号

(その他)

第9条　この規則に定めるもののほか、第1号事業を行う事業者の指定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。